

11月は「児童虐待防止推進月間」です!



(令和3年度
「児童虐待防止推進月間」標語)

189(いちはやく)
「だれか」じゃなくて
「あなた」から

「児童虐待」とは？

- 【身体的虐待】** タバコやライターの火を押し付ける、熱湯をかける、外に締め出す、強く揺さぶる、殴る 等
- 【心理的虐待】** 子どもの前で家族に対する暴力や夫婦喧嘩、無視、不安や恐怖を与える言動 等
- 【ネグレクト】** 適切な食事を与えない、車の中に放置する、家に残して外出する、病院や歯医者に連れて行かない 等
- 【性的虐待】** 性的な動画や静止画をみせる、子どもへの性交、性的行為の強要、性器や性交を見せる 等

☆「しつけ」について、子どもの立場で考える事が大切です(子どもの年齢や能力、常識の範囲を超えるような叱り方ではないか、保護者の感情をぶつけていないか等)。時に取り返しのつかない事件や事故を引き起こしてしまいます。

▶虐待通報の内容や通報者に関する秘密は守られます!

児童虐待の通告(通報)は、法律で課せられた国民の義務となっています。万が一、内容が間違いであったとしても、責任が問われることはありません。また、通報者の情報を漏らすこともありません。安心してご連絡ください。貴方の気づき・勇気ある通報が、子どもたち、子育てに悩んでいる保護者への支援に繋がります。

▶通報の3つのポイント

- ①子どもの泣き声が気になる。 ②不自然なアザがある子、不衛生な環境で養育されている子がいる。
- ③子育てに疲れ、養育に困っている親や養育者がいる。

通 報 先

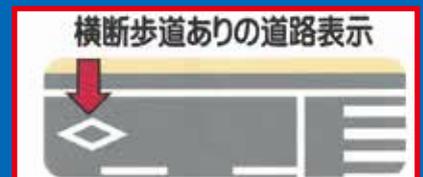
- 宜野湾市要保護児童対策地域協議会 児童家庭課(家庭児童相談室) ☎893-4643(直通)(月~金8:30~17:15)
- 沖縄県コザ児童相談所 ☎937-0859(月~金8:30~17:15)
- 宜野湾警察署 ☎898-0110
- おきなわ子ども虐待ホットライン ☎886-2900(月~金/17:15~翌8:30、土日・祝祭日/終日受付)
- 児童相談所全国共通3桁ダイヤル ☎189(いちはやく)

めざせ交通安全都市 ~ひとり人が交通マナーアップ~

横断歩道等における歩行者等の優先について



歩行者がいなかったり、歩行者が横断歩道に近づいたら、その手前で停止できるような速度で進行しなければならない。【道路交通法第38条第1項の要旨】



横断歩道等を横断し、または横断しようとする歩行者等がある場合は、車を横断歩道の手前で一時停止させ、その通行を妨げないようにしなければならない。【道路交通法第38条1項の要旨】

